

	新潟市教育委員会 平成26年8月 定例会会議録			
日 時	平成26年8月25日(月) 午後3時30分			
場 所	市役所白山浦庁舎7号棟 405会議室			
出席委員 (8名)	齋藤委員長	出席委員	佐藤委員	
	沢野委員		阿部教育長	
	吉村委員			
	織田委員	欠席委員	眞谷委員	
	伊藤委員			
	藤田委員			
会議に出席 した職員 (19名)	職・氏名		職・氏名	
	教育次長	渡邊 尚人	学校支援課長	高橋 恒彦
	教育次長	齋藤 博子	生涯学習 センター所長	三保 恵美子
	教育政策監	伊藤 充	生涯学習 センター次長	井関 一博
	教育総務課長	上所 隆	中央図書館館長	山川 正士
	学務課長	木村 綾恵	中央図書館 企画管理課長	松原 伸直
	施設課長	本間 寿晴	中央図書館 サービス課長	山下 洋子
	保健給食課長	田中 薫		
	生涯学習課長	大竹 和浩	教育総務課 課長補佐	荒木 宣孝
	教職員課長	有本 秀雄	教育総務課係長	灰野 梢
	総合教育 センター所長	高地 啓衛	教育総務課主査	石田 貴宏
その他の 出席者 (名)				

開会	時 刻	午後 3 時 3 0 分
	宣 言 者	委員長
付議事件 (7 件)	議案番号	件 名
	議案第 15 号	平成 2 6 年 9 月 議 会 定 例 会 の 議 案 に つ い て
	議案第 16 号	教 職 員 の 人 事 措 置 に つ い て
	議案第 17 号	教 育 委 員 会 の 事 務 の 管 理 及 び 執 行 状 況 に 関 す る 点 検 ・ 評 価 の 議 会 報 告 に つ い て
	議案第 18 号	潟 東 東 小 学 校 , 潟 東 西 小 学 校 及 び 潟 東 南 小 学 校 の 統 合 に つ い て
	議案第 19 号	新 潟 市 立 図 書 館 条 例 施 行 規 則 の 一 部 改 正 に つ い て
	議案第 20 号	平 成 2 7 年 度 使 用 新 潟 市 立 高 等 学 校 用 教 科 用 図 書 採 択 に つ い て
	議案第 21 号	平 成 2 7 年 度 使 用 新 潟 市 立 高 志 中 等 教 育 学 校 後 期 課 程 用 教 科 用 図 書 採 択 に つ い て
報 告 (1 件)	記 号	件 名
		平 成 2 6 年 度 新 潟 市 奨 学 生 等 の 選 考 結 果 に つ い て
協 議 題 (0 件)	記 号	件 名

第1 開会宣言

○委員長

午後3時30分開会を宣言する。

本日の定例会は眞谷委員より欠席の連絡を受けております。また、本日、報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨、申し出がありますが、これを許可することに異議はありませんでしょうか。

よろしければ、許可することで決定します。

第2 会議録署名委員の指名

○委員長

新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に沢野委員及び吉村委員を指名します。

第3 付議事件

○委員長

これより付議事件に入ります。議案第15号「平成26年9月議会定例会の議案について」は市議会議案等の公表前であり、また、議案第16号「教職員の人事措置について」は、人事案件であることから非公開としたいと思いますが、異議はありませんでしょうか。

よろしければ、報告案件の終了後、非公開案件として再開して審議いたします。

議案第17号「教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価の議会報告について」、教育総務課長に説明をお願いします。

○教育総務課長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、毎年、事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その報告書を議会に提出することが義務づけられております。

報告書の内容については、7月の協議会で審議いただきましたが、記載内容に誤りがありましたので修正しました。施策の4-(4)ノーマライゼーションの推進の6行目が「発達障がい理解を図るため、講座を2回開き」となります。ほかに修正はありません。9月市議会定例会にこの報告をするとともに、ホームページに掲載し広報する予定です。

○委員長

今の説明について、質問、意見はありますか。前回の協議会で説明がありましたが、改めて質問がある方はいらっしゃいますか。

○織田委員

先日、中央区教育ミーティングで、自治協議会委員から、会議録の公表に非常に時間がかかっている、内容が全部ではなくて概要なのではないか、また、公表されたものを見てもよく分からないというような発言があったように記憶しています。

私自身は、ホームページにはきちんと会議の発言のとおりに掲載されていると感じていたのですが、市民の方がご覧になる

場合に、これは抜粋ではないかという誤解を受けるようなことがあったのではと心配しております。

一つは、速やかにここに記されているのですから、できるだけ早く、会議が終わってからあまり時間を経ないでホームページにアップできるように、今までもそうして努力していただいていたとは思いますが、今後もその点に気をつけていただきたいと思います。

さらには、会議の内容がもれなく掲載されているということ、改めてホームページ等でアピールしていただけると市民の方々の理解が広がるのではないかと感じましたので、ここで一言申し述べさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育総務課長

会議録は、速やかに公表できるよう作業を進めております。今後も、正確さを損なわないよう、できるだけ早くしていきたいと思います。

○委員長

中央区の教育ミーティングには私も参加し、そのときに申し上げたのですが、会議録は決して省略しているものではなくて、全部録音を取って一言一句紹介されています。地域の代表の方からの意見ですから、これは抜粋ではないということを、しっかり告示されたほうが良いと思います。

速やかに公表し、また、抜粋ではないということをホームページで確認していただけるように、私からも改めてお願い申し上げます。

ほかにいかがですか。よろしいですか。それでは、議案第 17 号について承認してよろしいでしょうか。

議案第 17 号は承認されました。

続きまして、議案第 18 号「潟東東小学校、潟東西小学校及び潟東南小学校の統合について」、教育総務課長に説明をお願いいたします。

○教育総務課長

潟東地域の小学校統合の要望については、要望書の提出を受け、6月定例会でその内容と地域での協議の経過を報告いたしました。本日は、潟東の小学校3校を統合することについて審議いただき、教育委員会として方針の決定をお願いするものです。

本議案は潟東東小学校、潟東西小学校、潟東南小学校の適正配置について、1点目、3校を閉校し新たな小学校を開校する。2点目、統合の時期は平成28年4月とする。これにより統合を進めるというものです。この2点については、要望書のとおりとなっております。

また、統合が決定されましたら、統合校の位置を改めて決定し、その後、校名の決定や統合校を設置するための新潟市立小

学校条例の一部改正，通学区域の決定など，教育委員会で審議，決定をいただくことになります。

○委員長

この件に関して，意見，質問はありませんか。

ありませんか。それでは，議案第 18 号について承認してよろしいでしょうか。

議案第 18 号は承認されました。

続きまして，議案第 19 号「新潟市立図書館条例施行規制の一部改正について」，中央図書館企画管理課長に説明をお願いいたします。

○中央図書館企画管理課長

改正内容については，4月の教育委員会協議会で説明したとおりです。

現在，小須戸地区図書室は小須戸地区公民館内にありますが，平成 27 年 4 月，隣接地に小須戸まちづくりセンターが建設され，そちらに移転する予定です。地区図書室の所在地は，新潟市立図書館条例施行規制で定めており，住所が変わるために一部改正が必要となります。

具体的には，施行規則の別表第 1 で小須戸地区図書室の位置を新潟市秋葉区小須戸 117 番地 1 から新潟市秋葉区小須戸 120 番地 1 に改めるということです。

小須戸地区図書室の移転については，平成 27 年 2 月中旬頃から準備に入り，小須戸まちづくりセンターが開設される 4 月 1 日に合わせて図書室も開設したいと考えておりますので，規則施行日は平成 27 年 4 月 1 日です。

○委員長

ありがとうございました。

意見，質問などありませんか。

○伊藤委員

新旧対照表の，現行と改正後の地番が逆です。

○中央図書館企画管理課長

申し訳ありません。現行が 117 番地 1 です。訂正いたします。

○委員長

誤りの箇所について，どこを訂正すればよいか説明してください。地番が間違えているのですか。

○中央図書館企画管理課長

はい。地番が間違えています。施行規則別表第 1 で小須戸地区図書室の位置は，新潟市秋葉区小須戸 117 番地 1 が現行です。そして，改正後は小須戸 120 番地 1 となります。

○委員長

そのほか，意見，質問はありませんか。

それでは，議案第 19 号について承認してよろしいでしょうか。

議案第 19 号は承認されました。

続きまして，議案第 20 号「平成 27 年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択について」，議案第 21 号「平成 27 年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択について」は関連がありますので，一括して審議をいたします。学校

支援課長に説明をお願いいたします。

○学校支援課長

議案第 20 号及び議案第 21 号について、一括して説明いたします。なお、各教科用図書については、5月の教育委員会定例会で承認いただいた「平成 27 年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針及び平成 27 年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針」に基づき、各学校がそれぞれ調査研究を行い、教科書の内容、配列、分量、図表、写真、資料の見やすさなどを比較検討したうえで、自校の生徒の実態に適したものを校長が選定したものです。

はじめに、万代高等学校の選定結果についてです。万代高等学校は全日制普通科及び英語理数科、それぞれの学科やコースの目的を踏まえて選定が行われています。

次に、明鏡高等学校の選定です。明鏡高等学校は定時制普通科の午前部と夜間部、それぞれの目的を踏まえて選定が行われております。

続きまして、高志中等教育学校後期課程、つまり 4 年生から 6 年生用の教科用図書の選定結果についてです。高志中等教育学校は中高一貫教育校という特性を踏まえた選定結果となっております。なお、高志中等教育学校後期課程では高等学校用教科書を使用するため、需要学年については高等学校の学年に合わせ、高等学校 1 年、2 年、3 年生用と記載しておりますが、それぞれ中等教育学校の 4 年、5 年、6 年生用となります。

○委員長

この件に関しては、本日欠席の眞谷委員を含めた教育委員全員が、選定された教科書を閲覧し、専門の方から意見を聞き、質問する時間を先日事務局から設けていただきました。

今の説明を受けて、各委員から意見や質問を伺いたと思いますが、よろしくをお願いいたします。

○沢野委員

委員長がおっしゃったように、説明を受けながら選定された教科書を拝見いたしました。各学校の特色に合わせ、先生方が本当に吟味されて選ばれていたと感じましたので、選定されたものでいいのではないかと思います。

○織田委員

同意見です。各学校にはそれぞれの特色があると思います。

その特色に合わせて生徒が教科書を使用しやすいように、先生方が丁寧に選ばれたということがよく分かりました。

また、この選定理由の説明も非常に細かく記載されていますので、それだけでも理解することができたのですが、先日、実際に教科書を見せていただくことでより選定理由がはっきり分かりました。よく吟味された選定であったと感じました。

○伊藤委員

実際に高等学校の教科書を手にとり、説明を受けながら拝見

しました。高等学校については教科書が有償であるとか、どのような内容かということを考えながら見ました。

それぞれの学校の特色に応じて情報量が多く、中身の大変濃い教科書であり、学習が充実することを目的として選ばれたということが理解できましたので、このとおりでよろしいと思います。

○吉村委員

要望を含めて1点お話しさせていただきます。今ほどの委員の方々の話のとおり、新潟市の立場や各学校の生徒の実態に応じて非常によく検討し、整理されて選定されたと感じました。

義務教育と違い、高等学校あるいは後期課程の場合には、校長、各学校が基本の選定作業をやるということですが、このこと自体について問題を提起するものではありません。学校によっては、調査検討するスタッフの数が必ずしも潤沢でないということが考えられるわけです。そういうことで不都合が生じないように事務局も支援をしていると思いますが、教育委員会でも支援し、検討してもらおうということを常に念頭に置かなければなりません。私自身が反省材料として思いました。

今後もこの形式でいいと思いますので、各学校の状況に応じた支援体制を作らなければいけないことを忘れてはならないと思いました。

○委員長

ありがとうございました。現場からは、直接声を上げにくい部分であると思います。それをフォローする体制、あるいは姿勢というものを常に持ち、選定にあたるということを私からも要望したいと思います。

○佐藤委員

全体的に各委員の意見と一緒です。高校卒業後、すぐに社会に出られる方もいると思いますが、そういう中では商業や家庭のような専門的な教科書が、非常に実践的で充実した内容になっており、とてもいいものを選択してもらったと思いました。

○藤田委員

皆さんと同じ意見です。特に、選択教科の教科書がどれも選択したくなるような五感に響くようなものだったと感じました。各学校の先生が生徒を育てるために、それぞれの状況の中で生徒に合ったものを選んでくださっていると思いました。

○委員長

私も皆さんと同意見であります。

教科書を拝見すると、その学校の目指しているものや特色など、そういうものが改めて認識できたような気持ちです。

皆さんの意見を伺っていますと、第20号及び議案第21号について承認してよろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。（「異議なし」との声）

議案第20号及び議案第21号について承認されました。

○委員長 これより報告案件に入ります。「平成 26 年度新潟市奨学生等の選考結果について」、学務課長に説明をお願いします。

○学務課長 新潟市奨学金と社会人奨学金の募集につきましては、市報にいがたやホームページ等に掲載して広報するとともに、学校や各区の教育支援センターに募集要項を配置して、6月9日から7月11日まで受け付けを行いました。

はじめに、奨学生候補者選考に際し意見をいただくために、新潟市奨学生等選考委員会を8月12日に開催し、候補者を決定いたしました。

次に、選考結果についてです。新潟市奨学金では、高等学校、専門学校、短期大学、大学、大学院合わせて125人募集のところ96人の申請がありました。この内、学力基準を満たさなかった大学の一人を除いた95人を奨学金貸付の候補者といたしました。大学の学力基準については、1年生の場合は高等学校の成績の平均点が5段階評価で3.5以上となっております。この学力基準に達していなかった方については、結果通知の際に併せて、在学中の成績で来年度改めてまた申請ができることをお知らせしました。

次に、社会人奨学金では、8人募集のところ8人の申請がありました。全員基準に達しておりましたので、奨学金を貸し付ける候補者としています。選考の結果については、8月13日に郵送でそれぞれ通知をいたしました。誓約書等の提出を受けた後、初回貸し付けは9月19日予定となります。

○委員長 意見、質問などありませんか。

○伊藤委員 お一人は残念でしたが、学びたいという方たちの願いのためにもとても大切な制度だと思います。より学びたいという市民の方への支援は大事だと思いますので、これからも充実させていただければと思います。

○委員長 ほかにいかがですか。よろしいですか。ありがとうございました。

第5 次回日程

○委員長 次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長 では、これから日程の報告をいたします。

9月定例会は9月30日火曜日午後3時30分から、10月定例会は10月29日水曜日午後3時30分から、11月定例会は11月20日木曜日午後3時30分より予定しております。

○委員長 では、これで定例会を一旦終了いたします。傍聴人、報道関係の方は退席ください。事務局も両教育次長、教育総務課長、生涯学習課長、中央公民館館長、教職員課長、教育総務課事務

局を除いて全員退席をお願いいたします。

第6 付議事件

○委員長

これより付議事件に入ります。議案第15号(1)「新潟市青少年三川自然の森条例の廃止について」、生涯学習課長に説明願います。

○生涯学習課長

この施設は、自然の中で野外活動や集団生活を通じて社会性や協調性を培う場として、昭和56年に旧三川村、現在の阿賀町に開設したキャンプ場です。

廃止の理由については、市町村合併により市内に類似施設が増え、近隣にも同様の施設があることから、活動の場は確保されております。そのため、利用者の数が減少し、ピーク時には年間1万7,000人ほどの利用が、近年は10分の1以下の1,000人台で推移しており、運営経費が相対的に高額となっております。

平成18年度から指定管理者を導入し、自主事業などで工夫していただいておりますが、利用者減少に歯止めがかからない状態です。また、開設から30年以上経過し、施設や設備が老朽化しているため、維持改修に高額な費用が必要となります。市民のニーズにこたえるためにはさらに多額の費用がかかりますが、利用者数の増加がそれほど見込めない状況です。

以上の理由及び現在の指定管理期間が平成26年度末となっていることから、平成26年度末で青少年三川自然の森を廃止し、それに伴い、設置条例を廃止するものです。

○委員長

この件に関しては以前に報告がありましたが、佐藤委員の着任前と記憶しております。佐藤委員も含めて、改めて意見、質問をお願いいたします。

(「異議なし」との声)

○委員長

続いて、同じく議案第15号(2)「新潟市公民館条例の一部改正について」、中央公民館長より説明をお願いします。

○中央公民館長

7月29日の協議会で説明したものです。

はじめに、丸瀧公民館の廃止についてです。曾野木地区公民館の分館である丸瀧公民館は、旧丸瀧小学校の跡地に昭和54年に建設されて以来、約30年以上経過しており老朽化が進んでいるとともに、利用も非常に少ない状態です。このたび、地元の同意が得られましたので、平成27年4月1日をもって公民館を廃止することといたします。

次に、小須戸地区公民館についてです。小須戸地区公民館は現在の場所に設置されて以来、約40年が経過し老朽化が課題となっております。合併建設計画でまちづくりセンターが新設

され、出張所やまちづくりセンターなどの施設が公民館と同じ場所に集約されます。施設整備に伴い、小須戸地区公民館事務室は出張所とワンフロアに配置するとともに、貸し館機能をまちづくりセンターに集約します。なお、公民館の主催事業はまちづくりセンターを活用し、より一層充実を図るとともに、まちづくりセンターとの共同事業を積極的に行い、各施設と協力、連携して社会教育活動の活性化及びまちづくりを支援していきます。

以上のことから、関係する規定を改正するものです。小須戸地区公民館の所在地の住所を変更するとともに、小須戸地区公民館料金表を削除します。

なお、丸瀧公民館に関する条例改正の施行日は平成27年1月1日、小須戸地区公民館に関する条例改正の施行日は平成27年4月1日です。

○委員長

この件に関しても事前に説明を受けています。改めて意見、質問はありませんか。

それでは、議案第15号の(1)、(2)いずれも承認してよろしいでしょうか。

ありがとうございました。いずれも承認されました。

生涯学習課長、中央公民館長は退席をお願いします。

(非公開案件)

(付議事件

議案第16号「教職員の人事措置について」審議し、可決する。)

第7 閉会宣言

○委員長

午後5時00分、閉会を宣言する。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員